



杉戸町ファミリー・サポート・センター説明会兼講習会

ファミリー・サポート・センターでは、育児を手助けしてほしい方（依頼会員）と育児のお手伝いが出来る方（提供会員）が相互に育児の援助活動を行なっています。提供会員になっていただける方を対象に説明会・講習会を開催します。あなたも提供会員（有償ボランティア）として活動してみませんか？

日時 6月26日(金) 13時～16時30分

場所 杉戸子育て支援センター「たんばぼ」

内容 ・「地域でささえる子育て」のDVD鑑賞
・保育の心構えと幼児の接し方
・幼児の健康管理と緊急時の接し方

定員 5名 ※託児あり（要事前申込）

援助内容
・保育園・放課後児童クラブの送迎、帰宅後の預かり
・習い事の送迎
・リフレッシュ、外出時の援助等

報酬額
●月～金曜日／7時～19時 30分あたり350円
●土・日曜日、祝日及び上記以外の時間／30分あたり450円

☎ 杉戸町ファミリー・サポート・センター
☎・FAX (32) 8232

まちづくり懇談会開催中止のお知らせ

広報すぎと4月号でお知らせいたしました、7月開催予定の「令和2年度まちづくり懇談会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とさせていただきます。

なお、開催にあたり、配布を予定しておりました「令和2年度みんなの予算書」は、下記公共施設及び町ホームページにて公開しています。

【資料閲覧場所】
・杉戸町役場（情報公開コーナー・秘書広報課）
・各公民館 ・深輪産業団地地区センター
・エコ・スポいずみ ・すぎとピア
・生涯学習センター ・高野農村センター
☎ 秘書広報課 秘書担当 内線205

新任の民生委員・児童委員を紹介します

令和2年4月1日付けで、厚生労働大臣・埼玉県知事から新たに民生委員・児童委員に委嘱されました。

氏名	担当区域
鈴木 聡	大字佐左門
戸張 清美	大字椿

※任期は令和4年11月30日まで

民生委員とは…
民生委員・児童委員は、それぞれが担当する区域において、高齢者や障がい者、子育て世帯など、地域住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすなど問題解決に協力しています。

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金が支給されます

終戦75周年の節目にあたり、先の大戦で公務等のため国に殉じた戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意を表すため、基準日（令和2年4月1日）において恩給法による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金等の受給権を有するご遺族がいない場合に、それ以外のご遺族のうち代表者1名に対して支給されるものです。

支給対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）
請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（請求期間が過ぎると、第11回特別弔慰金の請求ができませんので、ご注意ください。）

☎・☎ 福祉課 社会福祉担当 内線263

令和元年度 情報公開請求等の公開状況

町では、町民の「知る権利」を保障するとともに、町民の町政への参加を推進するため、杉戸町情報公開条例に基づく情報公開制度※¹を実施しています。

また、同時に基本的人権を守るため、町が保有している個人情報保護するとともに、本人が自己の個人情報を開示することを保障する杉戸町個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度※²を実施しています。

情報区分	令和元年度中の公開状況			
	公開	部分公開	非公開	計
町政情報	21件	19件	3件	43件
自己情報	2件	6件	2件	10件

※¹情報公開制度
開かれた行政を推進するため、町政情報（公文書）を、町民の請求に応じて公開、またはその写しを交付する制度。

※²個人情報保護制度
町が持っている個人情報の利用等に関してルールを定め、プライバシーの保護を図るとともに、自己情報（保有個人情報）を本人の請求に応じて開示等する制度。

■不服申立の状況
情報公開や自己情報の開示に対する決定に不満がある場合は、町に対して不服申立をすることができます。昨年度においては、1件の不服申立がありました。
☎ 総務課 議会法務文書担当 内線214

ふるさと元気村事前講習会

講習会を一度受講することで、以降「ふるさと元気村（すぎとピア内トレーニング室）」をご利用いただけます。

日時 6月18日、7月16日 毎月第3木曜日
10時～11時30分

場所 ふるさと元気村（すぎとピア内）
対象 町内在住の60歳以上の方
※要支援、要介護認定を受けている方を除く

定員 各月10名（申込順）
費用 無料 申込 電話またはすぎとピア窓口で申込
☎ すぎとピア ☎ (33) 8192

第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画を策定しました

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育てを取り巻く諸課題に取り組むため、令和2年度から5年間の計画期間として策定しています。

基本理念を「笑顔が輝き しあわせ実感 みんなで子育てすぎと」とし、各種施策の計画的な推進を図り、一人ひとりの子どもの健やかな成長と、その成長過程における適切な環境が等しく確保されるよう、取り組みます。

計画の基本目標

- 基本目標1 まちぐるみ みんなでつくる子育て支援のまち
- 基本目標2 笑顔が輝き 子ども親も健やかに暮らすまち
- 基本目標3 のびのびと 地域で子どもを育むまち
- 基本目標4 みんなで守ろう 安心安全なまち

※計画書は、子育て支援課窓口のほか、町ホームページ等で閲覧できます。
☎ 子育て支援課 子育て支援担当 内線265

成人式実行委員を募集します

令和3年に新成人となる方から成人式実行委員を募集します。仲間とともに、皆さん自身の手で、成人式を盛り上げてみませんか？ご希望の方は、社会教育課までお申込みください。



成人式実行委員の活動内容
8月下旬から月1回程度（平日19時頃～）開催される実行委員会（全4回予定）に出席し、成人式における役割分担やアトラクションの企画などについて話し合います。また、成人式当日は地域の方々や町職員と協力しながら式の進行を手伝っていただきます。

令和3年杉戸町成人式
日時 令和3年1月10日(日) 13時30分～（受付13時～）
会場 ・生涯学習センター（杉戸中学校区）
・すぎとピア（広島中学校区及び東中学校区）
対象 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方
☎・☎ 社会教育課 社会教育担当 内線483・484

令和元年度の水質検査結果（下半期）を公表します

上下水道課では、毎年度「水質検査計画」を策定し、これに基づき水質検査を実施しています。この度、令和元年度下半期（令和元年10月から令和2年3月）の水質検査結果がまとまり、上下水道課窓口や町ホームページにてご覧いただけるようになりました。なお、全ての検査箇所において基準を満たしております。
☎ 上下水道課 水道担当 ☎ (37) 1232

杉戸町水道指定給水装置工事事業者

次の事業所を追加指定しました。
店名 株式会社 市上建設（令和2年3月30日指定）
所在 春日部市一ノ割3丁目15番46号
☎048 (733) 3855
☎ 上下水道課 水道担当 ☎(37)1232

～あなたの経験を、町政に活かしてみませんか～ 「女性人材リスト登録者」を募集します

町の審議会等へ女性委員を積極的に登用するため、新たな人材の発掘を目的として、「女性人材リスト」への登録者を募集します。自薦、他薦を問いませんので、多くの女性の登録をお待ちしています。

対象者
町内在住または勤務する20歳以上の方で、次のいずれかの要件を満たす方
◆各種団体や勤務先で社会活動を行っている方（学校、幼稚園、保育園等のPTA・保護者会・子ども会等の現役員及び経験者を含む）
◆町内の女性が中心となって活動している団体・グループのリーダーまたは経験者
◆あらゆる分野の有識者及び有資格者
◆その他町政や地域の発展に熱意をもって貢献できる方
☎ 人権・男女共同参画推進課 内線217

生垣設置（ブロック塀等撤去）補助制度をご利用ください

住み良い環境のまちづくりを推進するため、住宅のための土地に生垣を新設する際の設置費用、生垣を設置する部分のブロック塀等の取り壊し費用の一部を補助しています。（ブロック塀の取り壊しのみの方は除きます。）

主な基準
・生垣は道路に面し、その長さが3メートル以上であること。
・生垣の高さは、地盤面より1メートル以上であること。
・植栽の本数は1メートルあたり3本を標準とし、植樹する樹木の位置は道路境界線から概ね30センチメートル後退した線であること。
・角地においては、すみ切りを設置すること。

補助額 ①生垣1メートルあたり4千円（上限6万円）
②生垣を設置する部分のブロック塀等の取り壊し費用として1メートルあたり6千円（上限9万円）
※設置前に申請し、承認通知を受けてから施工してください。
☎ 建築課 開発建築指導担当 内線346

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方へ

新型コロナウイルス感染症に感染したときまたは発熱等の症状があり感染が疑われるために就労することができず給与等を受けられない場合、傷病手当金を支給します。支給には要件がありますので、担当までお問合せください。
☎ 町民課 国民健康保険担当 内線252・454
後期高齢者医療担当 内線259・456

